

株 主 各 位

兵庫県尼崎市塚口本町二丁目41番 1 号

川上塗料株式會社

取締役社長 野 村 茂 光

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年 2 月23日（木曜日）午後5時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成29年 2 月24日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 兵庫県尼崎市塚口本町二丁目41番 1 号 当社 2 階会議室 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 1. 第102期（平成27年12月 1 日から平成28年11月30日まで）
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|---------|-------------|
| 第 1 号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第 2 号議案 | 株式併合の件 |
| 第 3 号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第 4 号議案 | 取締役 7 名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kawakami-paint.co.jp/>）に掲載させていただきます。

添 付 書 類

事 業 報 告

(平成27年12月 1 日から平成28年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融緩和政策を背景に企業収益や雇用情勢に改善が見られ緩やかながら改善の期待が持てる状況で推移しましたが、一方で中国経済の減速をはじめとし海外景気の下振れ懸念や設備投資、個人消費の伸び悩みもあり、依然として経済環境は先行きが不透明なままでの一進一退の推移となりました。

このような状況のなか、当社グループは前連結会計年度に引き続き新規需要の開拓、事業採算の改善、生産効率改善などの事業基盤の強化拡充に注力をいたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は輸出取扱高の減少の影響もあり6,024百万円（前年対比93.6%）となりましたが、経常利益においては341百万円（前年対比102.9%）を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は244百万円（前年対比99.7%）となりました。

品種別販売実績は次のとおりであります。

品 種 別	金 額 (千円)	前期比 (%)	構成比 (%)
合 成 樹 脂 塗 料	5,448,077	94.8	90.4
油 性 塗 料	2,806	83.8	0.0
ラ ッ カ ー	36,691	92.2	0.6
塗 料 希 釈 剤	249,891	92.7	4.2
関 連 製 品	114,486	77.7	1.9
そ の 他	172,100	74.5	2.9
合 計	6,024,053	93.6	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、主として本社工場、千葉工場の塗料製造設備の増強・維持更新のため125百万円の投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

設備投資などの運転資金に充てるため、金融機関より450百万円の長期借入を行いました。一方、短期借入金60百万円および長期借入金458百万円を返済いたしました。

(4) 対処すべき課題

次年度の見通しといたしましては、米国を筆頭としたアンチグローバリズムの台頭と景気の不透明感が色濃く漂っている先の読めない状況のなか、石油関連の原材料価格高騰の懸念も出てきており、事業採算は厳しい環境が想定されます。

かかる状況下、当社グループにおいては事業基盤強化のための設備投資を含めた経費の増加は今後も継続的に見込まれるため、全社員総力を挙げ収益改善、売上拡大に努力し前進してゆく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

区 分 \ 年 度	平成25年度 (第99期)	平成26年度 (第100期)	平成27年度 (第101期)	平成28年度 (第102期)
売 上 高(千円)	5,935,903	6,563,461	6,438,466	6,024,053
経 常 利 益(千円)	171,666	285,929	331,607	341,241
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	136,796	392,661	245,175	244,337
1株当たり当期純利益(円)	13.72	39.40	24.60	24.52
総 資 産(千円)	6,327,059	7,380,934	6,937,633	6,902,228
純 資 産(千円)	832,135	1,204,678	1,547,771	1,744,820

②当社の財産および損益の状況

区 分 \ 年 度	平成25年度 (第99期)	平成26年度 (第100期)	平成27年度 (第101期)	平成28年度 (第102期)
売 上 高(千円)	5,865,033	6,493,686	6,373,236	5,965,154
経 常 利 益(千円)	157,968	275,109	327,934	337,337
当 期 純 利 益(千円)	156,872	386,660	242,141	241,735
1株当たり当期純利益(円)	15.73	38.77	24.28	24.24
総 資 産(千円)	6,246,542	7,259,411	6,849,544	6,810,006
純 資 産(千円)	782,773	1,217,306	1,503,806	1,704,865

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ダイヤス化成株式会社	12百万円	100.0%	塗 料 等 の 販 売

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社1社であり、持分法適用会社は1社であります。

(7) 主要な事業内容

各種塗料の製造販売を主な事業とし、これに付帯または関連する業務を営んでおります。

(8) 主要な営業所および工場

①当社

営業所：仙台営業所・北日本営業所（郡山市）、東京営業所、浜松営業所、名古屋営業所、金沢営業所、大阪営業所（尼崎市）、広島営業所、九州営業所（福岡市）

工場：本社工場（尼崎市）、東京工場、千葉工場

②子会社

ダイヤス化成株式会社（守口市）

(9) 使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
147名	2名増

(注) 上記には契約社員・パートタイマーなど計31名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	489
株式会社みずほ銀行	419
兵庫県信用農業協同組合連合会	320
三井住友信託銀行株式会社	232
株式会社みなと銀行	163
株式会社日本政策金融公庫	156
みずほ信託銀行株式会社	137
株式会社南都銀行	76

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 4,000万株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,000万株（自己株式28,832株を含む） |
| (3) 株 主 数 | 1,491名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
川 上 塗 料 共 栄 会 ※ 1	741	7.44
三 井 物 産 株 式 会 社	601	6.03
三 井 化 学 株 式 会 社	570	5.72
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	260	2.61
株 式 会 社 S B I 証 券	252	2.53
関 西 ペ イ ン ト 株 式 会 社	248	2.49
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	225	2.26
大 石 和 弘	201	2.02
川 上 塗 料 従 業 員 持 株 会	169	1.70
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	147	1.47

- (注) 1. ※1は、当社取引先の販売店持株会であります。
2. 持株比率は自己株式（28,832株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	野 村 茂 光	
取 締 役	重 光 章	生 産 本 部 長
取 締 役	松 下 田 佳 子	経 理 部 長 兼 総 務 部 長
取 締 役	村 田 泰 通	技術本部長兼粉体塗料技術部長 兼第1技術部長兼第2技術部長
取 締 役	野 村 眞 一	営業本部長兼営業企画室長
取 締 役	坪 田 実	
監 査 役 (常 勤)	小 田 修	
監 査 役	高 坂 佳 郁 子	色川法律事務所 弁護士 日本山村硝子(株) 社外監査役
監 査 役	林 拓 史	林公認会計士・税理士事務所 公 認 会 計 士 ・ 税 理 士 ザ・パックス(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役 坪田実氏は、社外取締役であります。
 なお、同氏を東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
2. 監査役 高坂佳郁子氏および林拓史氏は、社外監査役であります。
 なお、両氏を東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
3. 監査役 林拓史氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役 坪田実氏および社外監査役 高坂佳郁子氏、林拓史氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき法令の定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6 名 (1 名)	31,695千円 (2,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	17,448千円 (5,120千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成3年2月27日開催の定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額65,000千円であります。
3. 平成6年2月25日開催の定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額30,000千円であります。
4. 取締役および監査役の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額9,662千円（取締役6名に対し8,054千円（うち社外1名150千円）、監査役3名に対し1,608千円（うち社外2名320千円））を含めて記載しております。
5. 当事業年度末現在の人員数は取締役6名、監査役3名であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

兼職先と当社の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	坪 田 実	就任後開催の取締役会10回すべてに出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	高 坂 佳郁子	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会12回すべてに出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	林 拓 史	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会12回すべてに出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当する事項はありません。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

- ・3ヶ月間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③処分理由

- ・他社の財務諸表の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のない財務書類として証明したこと。
- ・当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を当社および子会社の役員および使用人が法令・定款および会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。コンプライアンス委員会を設置し、必要に応じて当社グループにおける法令、定款、社内規則、企業倫理および社会倫理の遵守状況の確認と問題の指摘および改善の提案を行い、経営会議に報告する。内部通報制度規程に基づき通報者に不利益がおよばない内部通報体制を整え、コンプライアンス委員会が掌握して運用する。市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、リスク管理規程に基づき対処し、統括責任者である社長が推進部門において「実施責任者」を指名して当社および子会社の危機管理の対応にあたるものとする。また、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行い危機発生時には迅速かつ適正な対応を行うことができる体制を整備する。実施責任者は、リスクの防止に係る指導を実施し、また、部門で対応できない事項または重大性・緊急性のある事項については経営会議に報告し、全社的・組織横断的なリスク状況の監視および対応を行うものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は事業計画を定め、年度の経営方針を策定することで取締役、使用人が共有する全社的な目標を明確化する。事務規程に基づく職務分掌による権限配分・委譲により意思決定の迅速化を図り、業務担当取締役は全社的な目標達成のために、各部門方針として具体的目標および効率的な達成の方法を定める。本部長会議・経営会議・取締役会では階層に応じた進捗状況をレビューし、情報を共有化して協議し改善を促す。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社および関連会社の事業に関しては、「関係会社管理規程」に基づき管理する。役員を任命し、当社の経営会議または取締役会に重要事項を報告させることで、業務および会計の状況を監督する。監査役は必要に応じて子会社の監査も行い、会計監査人や内部統制委員会と密接な連携を図り、当社グループ全体の監視・監督を実効的かつ適正に行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。当該使用人は、監査役に係る業務を優先する。監査役の補助者の人事異動については、監査役会の意見を尊重するものとする。

(7) 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社および子会社の取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、法令上疑義のある行為に関する情報などを速やかに報告するものとする。監査役は当社の取締役会のほか重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため必要に応じて重要な会議に出席するとともに、当社および子会社の稟議書等重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社および子会社の取締役および使用人にその説明を求めることができる。監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人と密接に連携して情報の交換を行い、独立性を保ち、取締役社長との間で適時意見を交換する。監査役がその職務の執行について生じる費用および債務については、会社は当該監査役の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、その費用を負担する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を12回開催し経営方針や予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次業績の評価・分析を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から審議をいたしました。また、業務執行取締役および常勤監査役を構成員とする経営会議を23回開催し、部長を加えた本部長会議は11回開催して、情報を共有化し階層に応じた討議・レビューを実施しました。経営会議はコンプライアンス委員会からの報告を協議するほか、リスク管理機能も併せ持っており、全社的・組織横断的なリスク状況の監視および対応を行いました。
- (2) 当社グループにおける業務の適正性を確保するため、当社取締役が子会社の取締役に就任し、子会社の取締役会に出席して月次業績や重要事項の決議について確認し、当社取締役会や経営会議にて適宜報告しております。
- (3) 監査が実効的に行われるため、監査役会を12回開催し、監査方針および監査計画を協議・決定して工場や主要な営業所に往査して監査を実施しました。常勤監査役は重要な会議に出席し、代表取締役・会計監査人・内部統制委員会との会合を適宜実施いたしました。

(注) 本事業報告は、次により記載しております。

千円単位および百万円単位の金額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<u>流動資産</u>	<u>4,650,475</u>	<u>流動負債</u>	<u>3,435,946</u>
現金及び預金	1,024,326	支払手形及び買掛金	1,783,760
受取手形及び売掛金	2,427,050	短期借入金	1,239,509
商品及び製品	823,717	未払費用	260,383
仕掛品	34,987	未払法人税等	64,111
原材料及び貯蔵品	259,045	その他	88,181
繰延税金資産	46,157	<u>固定負債</u>	<u>1,721,461</u>
その他	42,400	長期借入金	756,433
貸倒引当金	△7,211	リース債務	72,328
<u>固定資産</u>	<u>2,251,752</u>	役員退職慰労引当金	67,614
有形固定資産	1,464,337	退職給付に係る負債	715,128
建物及び構築物	367,492	その他	109,957
機械装置及び運搬具	215,466	<u>負債合計</u>	<u>5,157,408</u>
土地	706,100	(純資産の部)	
リース資産	84,440	<u>株主資本</u>	<u>1,466,015</u>
その他	90,838	資本金	500,000
無形固定資産	8,822	資本剰余金	41,095
投資その他の資産	778,591	利益剰余金	932,543
投資有価証券	645,128	自己株式	△7,623
長期貸付金	603	<u>その他の包括利益累計額</u>	<u>278,804</u>
長期預け金	19,993	その他有価証券評価差額金	299,660
繰延税金資産	99,964	退職給付に係る調整累計額	△20,855
その他	12,902	<u>純資産合計</u>	<u>1,744,820</u>
<u>資産合計</u>	<u>6,902,228</u>	<u>負債・純資産合計</u>	<u>6,902,228</u>

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年12月 1 日から平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,024,053
売 上 原 価		4,836,907
売 上 総 利 益		1,187,145
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		867,473
営 業 利 益		319,672
営 業 外 収 益		47,299
受 取 利 息	102	
受 取 配 当 金	19,358	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,818	
技 術 権 利 料	19,641	
そ の 他	6,378	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,496	
ク レ ー ム 補 償 金	7,289	
そ の 他	2,944	25,730
経 常 利 益		341,241
特 別 利 益		3,450
固 定 資 産 売 却 益	3,450	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		344,691
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	91,135	100,354
法 人 税 等 調 整 額	9,219	
当 期 純 利 益		244,337
親会社株主に帰属する当期純利益		244,337

連結株主資本等変動計算書

(平成27年12月1日から平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	500,000	41,095	708,149	△7,471	1,241,773
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△19,943		△19,943
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			244,337		244,337
自己株式の取得				△151	△151
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	224,393	△151	224,241
当期末残高	500,000	41,095	932,543	△7,623	1,466,015

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	319,821	△13,823	305,998	1,547,771
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△19,943
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				244,337
自己株式の取得				△151
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△20,160	△7,032	△27,193	△27,193
当 期 変 動 額 合 計	△20,160	△7,032	△27,193	197,048
当期末残高	299,660	△20,855	278,804	1,744,820

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は1社であり連結しております。

連結子会社名 ダイヤス化成(株)

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 関連会社は1社であり持分法を適用しております。

関連会社名 (株)友進商会

(2) (株)友進商会は決算日が連結決算日と異なるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ……………時価法を採用しております。

棚卸資産……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法を採用しております。

(リース資産除く)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～45年

機械装置及び運搬具 4～8年

その他 3～15年

無形固定資産……………定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金………役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法………退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異、過去勤務費用………過去勤務費用については、その発生時における使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度より適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等が変更されました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から、平成28年12月1日に開始する連結会計年度及び平成29年12月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%に、平成30年12月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6%に変更しております。

この変更により、繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が7,185千円減少し、法人税等調整額が12,943千円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,760,767千円
2. 担保に供している資産

有形固定資産	891,679千円
投資有価証券	46,245千円
受取手形	419,093千円
計	1,357,018千円

上記に係る債務の金額 2,365,240千円

3. 保証債務

三井物産ケミカル株式会社の
売掛債権に対する保証額 28,549千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 連結会計年度末日における発行済株式の種類および総数
- 普通株式 10,000,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年2月24日 定時株主総会	普通株式	19	2	平成27年11月30日	平成28年2月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年2月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	19	2	平成28年11月30日	平成29年2月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。

デリバティブ取引は外貨建取引の為替変動リスクを回避するためにのみ利用し、投機目的による取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。主な取引先の信用状況を把握してリスクの低減を図っております。

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況などを把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その支払期日が1年以内となっております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であり、長期借入金は主に長期運転資金にかかる資金調達です。借入金は金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)をご参照ください）。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,024,326	1,024,326	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,427,050	2,427,050	—
(3) 投資有価証券	602,414	602,414	—
資産計	4,053,791	4,053,791	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,783,760	1,783,760	—
(2) 短期借入金	840,000	840,000	—
(3) 長期借入金（※）	1,155,942	1,156,642	700
負債計	3,779,702	3,780,402	700

（※）1年以内返済予定長期借入金を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項 資産

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

（1）支払手形及び買掛金、（2）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）長期借入金

変動金利によるものは、短期内で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	42,713

これらについては、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	175円13銭
1 株当たり当期純利益	24円52銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

なお、記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,580,741	流動負債	3,419,964
現金及び預金	971,319	支払手形	1,304,491
受取手形	1,522,299	買掛金	466,426
売掛金	892,553	短期借入金	1,239,509
商品及び製品	822,633	リース債務	16,042
仕掛品	34,987	未払金	57,247
原材料及び貯蔵品	259,045	未払費用	259,283
前払費用	8,869	未払法人税等	63,066
繰延税金資産	46,157	預り金	7,180
その他の	29,771	その他の	6,717
貸倒引当金	△6,897	固定負債	1,685,176
固定資産	2,229,265	長期借入金	756,433
有形固定資産	1,456,714	リース債務	72,328
建物	307,535	退職給付引当金	681,723
構築物	58,448	役員退職慰労引当金	67,614
機械及び装置	207,994	その他の	107,077
車両運搬具	7,345	負債合計	5,105,141
工具、器具及び備品	90,672	(純資産の部)	
土地	700,276	株主資本	1,408,265
リース資産	84,440	資本金	500,000
無形固定資産	8,290	資本剰余金	41,095
ソフトウェア	5,975	資本準備金	41,095
その他の	2,314	利益剰余金	873,446
投資その他の資産	764,260	利益準備金	83,904
投資有価証券	629,929	その他利益剰余金	789,541
関係会社株式	10,500	別途積立金	200,000
長期貸付金	603	繰越利益剰余金	589,541
長期預け金	19,607	自己株式	△6,276
繰延税金資産	90,768	評価・換算差額等	296,600
その他の	12,852	その他有価証券評価差額金	296,600
資産合計	6,810,006	純資産合計	1,704,865
		負債・純資産合計	6,810,006

損 益 計 算 書

(平成27年12月 1 日から平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,965,154
売 上 原 価	4,805,931
売 上 総 利 益	1,159,223
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	843,086
営 業 利 益	316,136
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	97
受 取 配 当 金	19,371
技 術 権 利 料	19,641
そ の 他	7,783
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	15,457
ク レ ー ム 補 償 金	7,289
そ の 他	2,944
経 常 利 益	337,337
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	3,450
税 引 前 当 期 純 利 益	340,788
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	89,771
法 人 税 等 調 整 額	9,053
当 期 純 利 益	241,735

株主資本等変動計算書

(平成27年12月 1 日から平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	500,000	41,095	41,095	83,904	200,000	367,749	651,654	△6,188	1,186,561
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△19,943	△19,943		△19,943
当 期 純 利 益						241,735	241,735		241,735
自己株式の取得								△88	△88
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	221,792	221,792	△88	221,703
当期末残高	500,000	41,095	41,095	83,904	200,000	589,541	873,446	△6,276	1,408,265

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合 計	
当期首残高	317,245	317,245	1,503,806
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△19,943
当 期 純 利 益			241,735
自己株式の取得			△88
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△20,645	△20,645	△20,645
当期変動額合計	△20,645	△20,645	201,058
当期末残高	296,600	296,600	1,704,865

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～45年
機械及び装置	8年
その他	3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

使用人の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

4. 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する短期金銭債権	216,436千円
関係会社に対する短期金銭債務	1,214千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	3,754,285千円
3. 担保に供している資産	

有形固定資産	891,679千円
投資有価証券	46,245千円
受取手形	419,093千円
計	1,357,018千円

上記に係る債務の金額 2,365,240千円

4. 保証債務

三井物産ケミカル株式会社の 売掛債権に対する保証額	28,549千円
------------------------------	----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	570,185千円
仕入高	25,379千円
営業取引以外の取引高	2,330千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

自己株式の種類	普通株式
当事業年度期首株式数	28,256株
当事業年度増加株式数	576株
当事業年度減少株式数	一株
当事業年度末株式数	28,832株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	5,734千円
未払事業税	5,430千円
投資有価証券評価損	18,167千円
棚卸資産評価損	32,118千円
退職給付引当金	208,723千円
役員退職慰労引当金	20,689千円
貸倒引当金	2,124千円
その他	2,825千円
計	295,813千円
評価性引当額	△40,932千円
繰延税金資産合計	254,881千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	117,955千円
繰延税金負債合計	117,955千円

繰延税金資産の純額

136,926千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から、平成28年12月1日に開始する事業年度及び平成29年12月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%に、平成30年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6%に変更しております。

この変更により、繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が6,722千円減少し、法人税等調整額が12,889千円増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

(単位：千円)

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	ダイヤス化成㈱	所有 直接 100.00%	当社製品の販売 役員の兼任	塗料の販売	252,367	売 掛 金	87,562
関連会社	㈱友進商会	所有 直接 31.25%	当社製品の販売 役員の兼任	塗料の販売	317,818	受取手形	110,623

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 各種塗料の販売については、価格その他取引条件は他の特約店と概ね同様の条件によっております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 170円98銭

1株当たり当期純利益 24円24銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

なお、記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年1月24日

川上塗料株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小竹伸幸 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷義広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川上塗料株式会社の平成27年12月1日から平成28年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川上塗料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年1月24日

川上塗料株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小竹伸幸 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷義広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川上塗料株式会社の平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年1月24日

川 上 塗 料 株 式 会 社 監 査 役 会

監 査 役(常 勤) 小 田 修 ㊟

監査役(社外監査役) 高 坂 佳郁子 ㊟

監査役(社外監査役) 林 拓 史 ㊟

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績推移、内部留保等を考慮し、業績に応じた利益配分をすることを基本としております。当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき2円 総額 19,942,336円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年2月27日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合の理由

全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、株式併合を実施するものであります。

2. 併合の割合

当社の株式について、10株を1株に併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合が効力を生じる日

平成29年6月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

4,000,000株

5. その他

本議案に係る株式併合は第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上の必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、株式併合の比率に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第7条を変更するものがあります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年6月1日をもって効力が生じる旨の附則を設け、当該効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更後の定款案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>40,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>4,000,000株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新 設)	附 則 第6条及び第7条の変更は、平成29年6月1日をもって効力が生じるものとし、 <u>本附則は効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u>

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	野村茂光 (昭和20年7月1日生)	昭和43年4月 三井物産株式会社入社 平成7年3月 三井物産ソルベント・コーティング株式会社（現 三井物産ケミカル株式会社）取締役関西支店長 平成8年4月 同社代表取締役社長 平成13年2月 当社取締役副社長兼営業本部長 平成15年2月 当社代表取締役社長（現在に至る）	92,000株
候補者とした理由 総合商社における豊富なビジネス経験と知識に加え、長年にわたり経営者として培った優れた経営手腕を有し、平成13年2月の就任以来、取締役として経営の中核を担ってまいりましたことから、引き続き取締役候補者となりました。			
2	重光章 (昭和25年2月28日生)	昭和43年4月 当社入社 平成19年3月 当社製造部長兼製造第3課長 平成19年8月 当社本社工場長兼製造部長兼製造第3課長 平成20年6月 当社参与本社工場長兼製造部長 平成21年2月 当社取締役生産本部長兼本社工場長 平成28年6月 当社取締役生産本部長（現在に至る）	26,000株
候補者とした理由 生産分野における豊富な知識や経験を有することに加え、平成21年2月の就任以来、取締役として経営の中核を担ってまいりましたことから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
3	松 下 田佳子 (昭和41年11月21日生)	平成9年10月 センチュリー監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入 所 平成13年5月 公認会計士登録 平成22年12月 新日本有限責任監査法人 退 所 平成24年2月 当社取締役経理部長 平成25年8月 当社取締役経理部長兼総務部 長 （現在に至る）	8,000株
候補者とした理由 公認会計士として培った豊富な経験と専門的知見に加え、管理部門における豊富な業務経験を有しており、平成24年2月の就任以来、取締役として経営の中核を担ってまいりましたことから、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	村 田 泰 通 (昭和30年8月14日生)	昭和56年4月 当社入社 平成21年2月 当社粉体塗料技術部長兼主席 研究員 平成21年9月 当社粉体塗料技術部長兼第1 技術部長 平成24年6月 当社技術本部副本部長兼粉体 塗料技術部長 平成25年12月 当社技術本部副本部長兼粉体 塗料技術部長兼第2技術部長 平成26年2月 当社取締役技術本部長兼粉体 塗料技術部長兼第2技術部長 平成28年3月 当社取締役技術本部長兼粉体 塗料技術部長兼第1技術部長 兼第2技術部長 （現在に至る）	8,000株
候補者とした理由 技術分野における豊富な知識や経験を有することに加え、平成26年2月の就任以来、取締役として経営の中核を担ってまいりましたことから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
5	野 村 眞 一 (昭和30年9月16日生)	昭和51年7月 当社入社 平成20年12月 当社東日本営業部長兼東京営業所長 平成22年12月 当社営業副本部長兼東日本営業部長兼東京営業所長 平成23年3月 当社営業副本部長兼東日本営業部長兼東京営業所長兼営業企画室長 平成26年12月 当社営業副本部長兼東日本営業部長兼営業企画室長 平成27年1月 当社営業副本部長兼営業企画室長 平成27年2月 当社取締役営業本部長兼営業企画室長 (現在に至る)	9,000株
候補者とした理由 営業分野等における豊富な知識や経験を有することに加え、平成27年2月の就任以来、取締役として経営の中核を担ってまいりましたことから、引き続き取締役候補者いたしました。			
6	※ 宮 司 裕 之 (昭和31年10月31日生)	昭和55年4月 三井物産株式会社入社 平成19年1月 三井物産ソルベント・コーティング株式会社(現 三井物産ケミカル株式会社) 取締役機能材料事業部長 平成21年4月 三井物産ケミカル株式会社 関西支店長補佐 平成22年12月 三井物産株式会社 機能化学品業務部業務監査室内部監査人 平成26年10月 当社資材部長兼OEM室室長 (現在に至る)	-株
候補者とした理由 総合商社で培った豊富なビジネス経験と知識に加え、資材分野における豊富な業務経験を有しており、当社経営陣の一角を担うに相応しい能力を兼ね備えていると判断し、今回取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
7	坪 田 実 (昭和24年10月30日生)	昭和50年 4 月 職業訓練大学校（現 職業能力開発総合大学校）塗装科 助手採用 昭和60年 2 月 工学博士（東京大学） 昭和62年 4 月 同校 塗装科 助教授 平成19年 4 月 職業能力開発総合大学校 専 門基礎学科 准教授 平成27年 3 月 同校 退職 平成28年 2 月 当社取締役 （現在に至る）	1,000株
候補者とした理由 塗料物性、塗装技術の専門家として培った豊富な経験と専門的知見により、業務遂行を担う経営陣から独立した客観的視点より経営に対し有益な助言・提言を今後もいただけると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として適切であると判断しております。			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 坪田実氏は、社外取締役候補者であります。
4. 坪田実氏の当社における社外取締役の就任期間は、今回の株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は坪田実氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、坪田実氏の再任が承認可決された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、坪田実氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所へ届け出ており、坪田実氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所での売買の単位となる株式数を変更するものです。
今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。
今回当社では、10株を1株にいたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 3. 全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成29年6月1日をもって、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更後も当社株式の投資単位を証券取引所が望ましいとする水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたします。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどのようになるのですか？

A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。
具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

例	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
①	5,500株	5個	550株	5個	なし
②	1,535株	1個	153株	1個	0.5株
③	333株	なし	33株	なし	0.3株
④	7株	なし	なし	なし	0.7株

例②③④に該当する株主様は、株式併合の結果、1株未満の端数が生じるため、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた

株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

例④のように効力発生前の所有株式が10株未満の場合は、株式併合により所有する株式がなくなるため、株主としての地位を失うことになります。何卒ご理解を賜りたく存じます。

Q 5. 資産価値には影響を与えないのですか？

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様所有の株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となり、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 6. 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金は減るのですか？

A 6. 株主様のご所有の株式数は、10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか？

A 7. 特に必要なお手続きはございません。

Q 8. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

A 8. 株式併合後においても、単元未満株式の買取りの制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 9. 次のとおり予定しております。

平成29年 2月24日	定時株主総会決議日
平成29年 5月26日	1,000株単位での売買最終日
平成29年 5月29日	100株単位での売買開始日
平成29年 6月 1日	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成29年 7月中旬	株式割当通知の発送
平成29年 8月中旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

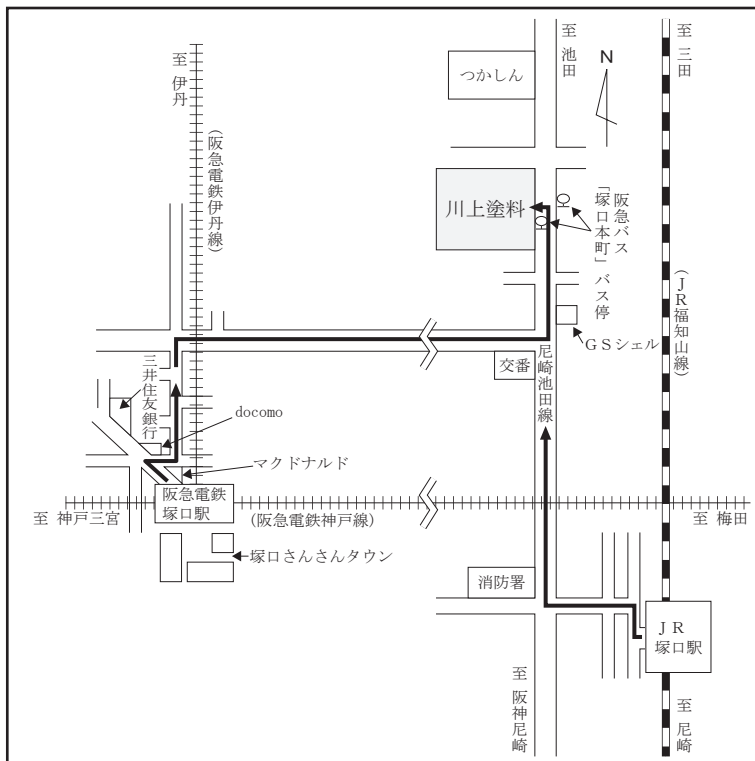
※当社株主名簿管理人：みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 （0120-288-324）

株主総会会場ご案内略図

会 場…兵庫県尼崎市塚口本町二丁目41番1号

当社2階会議室

TEL (06) 6421-6325



○交 通 J R 「塚口駅」より徒歩約10分、
阪急電鉄「塚口駅」より徒歩約15分